

放送大学学長補佐規程

平成 16 年 3 月 17 日

放送大学規程第 24 号

改正 平成 17 年 4 月 13 日、平成 18 年 9 月 11 日

(設置)

第 1 条 放送大学（以下「本学」という。）の運営の円滑化を図り、学長の職務を補佐するため、学長補佐を置く。

(任務)

第 2 条 学長補佐は、学長が指示する重要事項の企画立案に参画し、及び特定の事項についての調査及び検討を行う。

(人数)

第 3 条 学長補佐は、若干名とする。

(指名)

第 4 条 学長補佐は、本学の専任の教授又は准教授のうちから学長が指名し、評議会に報告するものとする。

(任期)

第 5 条 学長補佐の任期は、1 年以内とし、再任を妨げない。ただし、学長の任期の範囲内とする。

2 前項の規定にかかわらず、学長が辞任したとき又は欠員となったときには学長補佐でなくなるものとする。

(雑則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、学長補佐に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 4 月 13 日）

この規程は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 9 月 11 日）抄

1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。